勤務医師賠償責任保険のご案内

2018年7月以降開始分

To Be a Good Company



このご案内書は、上記保険およびこれに付帯する特約条項の概要を紹介したものです。 上記保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。 詳細につきましては、保険約款によりますが、保険金のお支払条件・ご契約手続き、その他ご不明な点がありましたら、ご遠慮なく代理店または東京海上日動(以下「弊社」といいます。)までお問い合わせください。ご契約に際しては、必ず保険約款および重要事項説明書をご確認ください。

1. 勤務医師賠償責任保険の内容

保険の仕組み

勤務医師賠償責任保険は、医療業務の遂行に起因する事故について、勤務医師の先生方(被保険者)が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする保険です。

このご案内書で使用する用語の意味は、次のとおりです。

被保険者この保険契約において補償を受けることができる方をいいます。		この保険契約において補償を受けることができる方をいいます。
	事故	患者の身体・生命を害したことをいいます。
	支払限度額	お支払いする保険金の上限額をいいます。
	免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって、保険金のお支払い対象となる損害の額から差し引かれる金額を いいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。

被保険者の範囲

病院・診療所に勤務されている勤務医師の先生方個人。

なお、個人立の病院または診療所を開設された場合は、この保険にご加入いただくことができません。

別途「病院賠償責任保険」「診療所賠償責任保険」をご用意しておりますので、代理店または弊社にご相談ください。



保険金をお支払いする場合

被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内で行った医療業務の遂行に起因する事故が保険期間中に**発見**(*)された場合に、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

たとえば、次のようなケースが考えられます。

- ①診断を誤ったために、患者の症状が悪化した。
- ②手術ミスにより、患者が重篤な後遺症を負った。

(*)被保険者が事故を最初に認識した時(認識し得た時を含みます。)または被保険者に対して損害賠償請求が提起された時(提起されるおそれがあると被保険者が認識した時または認識し得た時を含みます。)のいずれか早い時点をもってなされたものとします。

保険期間

1年間



お支払いの対象となる損害

① 法律上の損害賠償金

法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に弊社の同意が必要となります。

② 争訟費用

損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が弊社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等 (訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。)

③ 損害防止軽減費用

事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために弊社の同意を得て支出した費用

④ 緊急措置費用

事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または弊社の同意を得て支出したその他の費用

⑤ 協力費用

弊社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が弊社の求めに応じて協力するために支出した費用

※詳細は、保険約款でご確認ください。



保険金のお支払い方法

【損害賠償金】

合計額に対して、保険金をお支払いします(支払限度額が適用されます。)。

お支払いする保険金

=

損害賠償金

【各種費用】

原則としてその全額がお支払いの対象となります。(支払限度額は適用されません。) ただし、争訟費用については、「損害賠償金>支払限度額」となる場合は、次の式に従ってお支払いします。

お支払いする保険金

争訟費用

X

支払限度額

損害賠償金



お支払いの対象とならない主な場合

この保険では、次の事由による損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ※ここでは主な場合のみを記載しております。詳細は、保険約款でご確認ください。

- ・医療施設(設備を含みます。)、航空機、車両(原動力がもっぱら人力である場合を含みます)、船舶または動物の所有、使用また は管理に起因する賠償責任
- 名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任
- 美容を唯一の目的とする医療行為に起因する賠償責任
- 医療の結果を保証することにより加重された賠償責任
- ・所定の免許を有しない者が遂行した医療行為に起因する賠償責任。ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床 修練外国歯科医師が遂行した医療行為に起因する賠償責任を除きます。
- ・ご契約者または被保険者の故意
- ・戦争(宣戦の有無を問いません。)、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ・被保険者と他人との間の損害賠償に関する特別の約定によって加重された賠償責任
- ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ・被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ・被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ・排水または排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任





2. お見積もり内容

ご契約条件

	支払限度額	免責金額
1事故	1億円	なし
保険期間中	3億円	_

<概算の年間保険料>

※概算の保険料は、次の保険料算出基礎数字をもとに算出しています。 記名被保険者数: 1人(勤務医師)

50,820円

保険料に関する事項

上記保険料は、概算となります。ご契約条件によって、保険料は異なります。実際に適用される保険料については、代理店または弊社までお問い合わせください。



ご注意事項

◆もし事故が起きたときは

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご契約の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

◆ご契約者と被保険者が異なる場合

ご契約者と被保険者が異なる場合は、ご契約者からこのご案内の内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

◆示談交渉サービスは行いません

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、お客様(被保険者)ご自身が、弊社担当部署からの助言に基づき被害者との示談 交渉を進めていただくことになりますので、ご承知置きください。また、弊社の承認を得ずにお客様(被保険者)側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできな いことがありますので、ご注意ください。

◆保険金請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が弊社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、弊社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。このため、弊社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

◆ご契約の際のご注意

〈告知義務〉

申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。ご契約時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。※弊社の代理店には、告知受領権があります。

〈诵知義務〉

ご契約後に申込書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することがあります。 ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

通知義務の対象ではありませんが、ご契約者の住所等を変更した場合にも、ご契約の代理店または弊社にご連絡ください。



ご注意事項(続き)

〈他の保険契約等がある場合〉

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

〈保険料についての注意点〉

保険料は、保険証券に記載の払込期日までに払い込みください。払込期日までに保険料の入金がない場合は、保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがあります。 保険証券に払込期日の記載がない場合は、保険料は、ご契約と同時に払い込みください。保険証券に払込期日の記載がない場合において、ご契約と同時に保険料の入金がないときは、弊社が保 険料を領収する前に発見された事故による損害に対しては保険金をお支払いできません。また、保険期間の初日の属する月の翌月末までに保険料の入金がない場合は、ご契約を解除させていた だくことがあります。

〈解約と解約返れい金〉

ご契約の解約(ご契約者からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせること)については、ご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

返還される保険料があっても、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となります。

ご契約内容や解約の条件によっては、保険料を返還しないことまたは未払い保険料を請求させていただくことがあります。

〈保険証券〉

ご契約後、1か月経過しても保険証券が届かない場合は、弊社にお問い合わせください。

〈代理店の業務〉

代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、弊社代理店と有効に成立したご 契約につきましては、弊社と直接締結されたものとなります。

〈保険会社破綻時の取扱い〉

引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(*))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

(※)保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、 上記補償の対象となります。

(*)外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

◆共同保険について

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の 引受保険会社の代理・代行を行います。



その他のご注意事項

日本医師会A②会員の方は、次の点にご注意ください。

勤務医師の先生方が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害は、日本医師会医師賠償責任保険において補償されます。 日本医師会A②会員の勤務医師の先生方が個別に勤務医師賠償責任保険に加入する場合、日本医師会医師賠償責任保険の免責金額にあたる100万円/300万円(1事故/保険期間中)を支払限度額としていただくことになります。

なお、日本医師会医師賠償責任保険の詳細については、各都道府県医師会までご照会いただきますよう、お願いいたします。



お問い合わせ先

ご高覧ありがとうございました。 ご検討の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

本保険に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

【取扱代理店】 株式会社メディカル保険サービス

【所在地】 〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-18-3 NBS岩本町ビル

[TEL] 03-6868-1441 [FAX] 03-6808-1442

または

【引受保険会社】 東京海上日動火災保険株式会社 【担当】 東京中央支店 専業営業第2チーム

【所在地】 〒108-6111 東京都港区江南2-15-2 品川インターシティB棟11階

[TEL] 03-5781-6597 [FAX] 03-5781-6598

